

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨

議事録

HP版議事録

(整理番号0776)

第1回特定最低賃金専門部会（機械）

令和3年10月5日 非公開

開催日時	令和3年10月5日	13時25分～14時10分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 特定最低賃金専門部会運営規程の一部改正について 2 特定最低賃金専門部会の運営について 3 特定最低賃金改正決定の諮問について 4 最低賃金審議会令第6条第5項及び第7項の適用について 5 審議日程について 6 特定最低賃金額の審議について 		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>皆様お揃いになりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日のご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することを報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ただいまより、第1回群馬地方最低賃金審議会群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他はん用機械・同部分</p>

品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

第1回目の会議でございますので、部会長、部会長代理が選出されるまでの間は、事務局において司会進行を務めさせていただきます。

賃金室長の摩庭でございます。よろしくお願いいたします。

恐縮ではございますが、これから先は着座にて進めさせていただきます。

最初に、本専門部会の開催にあたりまして、福永労働基準部長からご挨拶申し上げます。

基準部長

労働基準部長の福永でございます。

よろしくお願いいたします。

令和3年度第1回目の一般機械器具製造業特定最低賃金専門部会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

この度は、特定最低賃金専門部会委員をお引き受けいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から、それぞれのお立場から、最低賃金行政をはじめ、労働行政全般の円滑な運営に、多大な御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度の群馬県の地域別最低賃金の改定につきましては、最低賃金審議会委員の皆様にご苦労いただきました結果、837円から28円引き上げて、865円とする改正決定を行い、10月2日に発効いたしました。

地域別最低賃金は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであり、行政機関に決定を義務付けているものでございますが、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の、労使の取組を補完するものであり、関係労使のイニシアティブにより設定されるものと整理されているところでございます。

この特定最低賃金につきましては、8月6日の最低賃金審議会において、改正決定の諮問をさせていただき、ご審議をお願いいたしましたことから、本日の専門部会が開催されることとなったところでございます。

委員の皆様には、大変ご苦勞をおかけするところになりますが、特定最低賃金の趣旨をお汲みいただきまして、ご審議を賜ります

事務局

ようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。
どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、専門部会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料2のインデックス機械をご覧ください。
委員名簿の順に従いまして、本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

委員の皆様は着座のままで結構でございますので、よろしくお願いいたします。

まずは、公益を代表する委員といたしまして、 委員でございます。 委員でございます。 委員でございます。

次に、労働者を代表する委員といたしまして、 委員でございます。 委員でございます。 委員でございます。

次に、使用者を代表する委員といたしまして、 委員でございます。 委員でございます。 委員でございます。

委員の皆様におかれましては、本年度の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

資料3が事務局名簿でございます。

よろしくお願いいたします。

次に部会長、部会長代理の選出に進ませていただきます。

部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項において準用する第24条により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっております。

慣例によりますと、まず公益委員で互選していただき、その後に労使の委員にお諮りするという方法が採られておりますが、今回もその方法でよろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局

ありがとうございます。

公益委員から、事前に互選されました結果をいただいておりますので、発表いたします。

部会長には、 委員、部会長代理には 委員をそれぞれ選出することとございました。

労使の委員の皆様にお諮りいたします。よろしいでしょうか。

【異議なし】

事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>全会一致で選任されましたことを確認させていただきます。</p> <p>それでは、部会長になられました■■■■委員、部会長代理になられました■■■■委員から、ご挨拶をいただきたく存じます。</p> <p>最初に、■■■■委員から、お願いいたします。</p>
部会長	<p>ただいま部会長に選任いただきました■■■■と申します。</p> <p>先ほどの労働基準部長からのお話にもありましたとおり、この特定最低賃金というものは、労使のイニシアティブに基づいて設定されるものと認識しております。</p> <p>緊急事態宣言は解除されましたが、新型コロナウイルスの問題で、労働者側、使用者側問わず、群馬県全体がまだまだ皆さん厳しい状況にあると認識しております。</p> <p>そのような中で、この特定最低賃金の審議をするというのは大変なことだと考えておりますが、労使の皆様の審議が円滑に進みますよう、私としても努力をしていきたいと考えておりますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして■■■■委員をお願いいたします。</p>
部会長代理	<p>ただいま部会長代理に選出いただきました■■■■でございます。</p> <p>夏の審議会、それから専門部会の方でもお世話になっておりました。今年は大変な年であったように存じております。</p> <p>私の力のできます限り、貢献をさせていただければと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これからの議事進行につきましては、■■■■部会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。それでは会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、特定最低賃金専門部会運営規程の一部改正についてです。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。特定最低賃金専門部会運営規程の改正について、ご提案させていただきます。</p> <p>資料4に規定改正案、資料5に現行規程、資料6に新旧対照表を</p>

用意いたしましたのでご覧ください。

この運営規程は、目的、構成、会議の招集、会議の議事、議事録及び議事要旨、審議会への報告等を規定したもので、4業種の専門部会共通のものとなっております。

資料6の新旧対照表のとおり、今回の大きな改正点は2点ございます。

1点目は、今般のテレビ会議システムの普及状況を踏まえて、会議への出席の在り方を変更すること、2点目は、内閣官房行政改革推進本部事務局から、書面、押印、対面の手続を見直すとの方針が示されたことに伴い、議事録への署名を廃止することでございます。

その他の細かい点につきましては、主に文言整理でございます。

ご審議をいただきますようお願いいたします。

なお、テレビ会議システムにつきましては、労働局のシステム整備を踏まえて実施させていただきたく存じますので、今後に備えた変更でございます。

また、議事録への署名を廃止とした場合、事務局において作成した議事録を全委員にメールでお示しいたしまして、ご確認をいただく予定としております。

よろしくようお願いいたします。

部会長

ただいま事務局から、特定最低賃金専門部会運営規程の一部改正について説明がありました。

この説明につきまして、ご意見やご質問等ありましたらお願いいたします。

【特になし】

部会長

それでは、事務局案をご承認いただいたということで、よろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

ありがとうございます。

それでは、今回の改正は、時代に即したものかと考えております。事務局提案のとおり、特定最低賃金専門部会運営規程を改正することにしたと思います。

なお、内容確認のため、議事録が事務局からメールされるということです。皆様ご確認をお願いいたします。

事務局	<p>それでは続きまして議題の(2)令和3年度の特定最低賃金専門部会の運営について、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>はい。2点ございます。</p> <p>まず、1点目でございます。</p> <p>資料4の、特定最低賃金専門部会運営規程をご覧ください。</p> <p>専門部会の会議の公開・非公開について、ご説明いたします。</p> <p>専門部会の会議は、例年、専門部会運営規程第7条第1項にございます、「公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれる恐れがある」等に該当するとして、第1回目から非公開となっております。</p> <p>本年度は、7月2日の審議会において、専門部会の会議の公開・非公開についてご議論をいただきました結果、「当初から専門部会を非公開とするべきである」との意見が示されております。</p> <p>この審議会の意向も参考にさせていただき、本専門部会の会議の公開・非公開について、ご審議をお願いいたします。</p> <p>1点目は以上でございます。</p>
部会長	<p>ただいまの事務局の説明のように、本専門部会は、例年、第1回目の会議から非公開としているところです。</p> <p>これに対しまして、専門部会の公開の要請等もあったことから、今年も審議会で議論をした結果、「当初から専門部会を非公開とするべきである」との意向が示されました。</p> <p>部会長としても、審議会の意向も参考にしつつ総合判断いたしまして、本専門部会の会議は、第1回目から非公開とすることが適当と考えております。</p> <p>ご意見等ありましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、ご賛同いただいたものと思いますので、本年度も第1回目会議から非公開とさせていただきます。</p> <p>続けて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2点目でございます。</p> <p>資料4の運営規程を引き続きご覧ください。</p> <p>専門部会の議事録及び会議資料の公開・非公開について、ご説明いたします。</p> <p>運営規程第8条第2項では、議事録及び会議の資料は、会議同様</p>

原則公開であるものの、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合等には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができるかとされております。

昨年度より、専門部会の議事録及び会議の資料は、委員の個人責任を発言ごとに問われる恐れを排除し、かつ、審議の透明性を確保することを前提に、発言した委員の個人名は議事録には記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとして、また、各専門部会の最後に一部非公開とすべき発言や会議の資料の有無を確認したうえで、原則公開とさせていただいております。

加えて、本専門部会のご了解をいただきまして、労働局ホームページにも掲載させていただいております。

本年度の議事録等の公開・非公開につきまして、ご審議をお願いいたします。

なお、議事録等を非公開とした場合でありましても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく開示請求に対しては、これらの法律に規定された不開示情報を除き、開示されることとなります。

2点目は以上でございます。

部会長

事務局の説明のとおり、会議の議事録等は、昨年度より原則公開としております。

加えて、労働局ホームページへの掲載もしています。

本年度も、会議の議事録等につきましては、各会議の最後に、非公開とすべき発言や資料の有無を確認し、非公開とすべきと判断された発言や資料を除き、労働局ホームページの掲載を含め、公開したいと考えております。いかがでしょうか。

【異議なし】

部会長

ご異議はないようですので、本年度も会議の議事録及び資料は、公開とすることにさせていただきます。

重要なところですので、もう一度公開の方法を整理します。

議事録には、発言者の個人名は記載せず、部会長、公益委員、使用者委員、労働者委員などと記載することとします。

事務局にお願いしている資料も、公開を基本としますが、審議過程において、各委員が独自に準備した資料があった場合には、その資料やその内容については非公開を基本としつつ、その都度、公

開・非公開を判断することとします。

また、このように委員が知り得た具体的な個別情報を提示しながら発言をするようなことがあった場合には、議事録においても、その内容に関する発言部分は非公開を基本としつつ、その都度、専門部会で協議の上、公開・非公開を適切に判断する、ということといたします。

よろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

ありがとうございます。

その他に、運営規程につきまして、何かご意見やご質問等ありましたらお願いいたします。

【特になし】

部会長

では特になさうですので、運営規程につきましては、今説明したとおりにしたいと思います。

次に議題の（３）特定最低賃金改正決定の諮問についてです。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。資料 7 をご覧ください。

特定最低賃金改正決定の諮問の経過報告の前に、特定最低賃金の制度、改正決定の仕組みについて、ご説明をさせていただきます。

特定最低賃金は、特定の産業に設定される最低賃金で、その役割は、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットであることに対し、特定最低賃金は企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとなっております。

決定方式は、地域別最低賃金は行政機関に決定を義務付けしていることに対し、特定最低賃金は関係労使の申出により改正等されることとなっております。

昨年度末現在、全国で設定されている特定最低賃金の件数は 227 件、適用使用者数は約 9 万 3 千人、適用労働者数は約 292 万人となっております。

それでは、特定最低賃金改正決定の諮問についての経過をご報告いたします。

資料 8 をご覧ください。

申出一覧表として、4 業種をまとめたものでございます。

	<p>次に資料 9 をご覧ください。</p> <p>4 業種の特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しでございます。</p> <p>この申出によりまして、7 月 29 日の審議会において、労働局長が改正決定の必要性の有無についての諮問を行い、これを受けてご審議をいただいた結果、8 月 6 日に「必要性有り」との答申がなされました。</p> <p>そこで同日、労働局長から審議会長に改正決定の諮問をさせていただいたところでございます。資料 10 は、その諮問文の写しでございます。</p> <p>更に、同日の審議会において、特定最低賃金 4 業種ごとに専門部会を設置することを決議いただいております。</p> <p>また 4 業種について、最低賃金法第 25 条第 5 項の規定により、関係労働者及び使用者の意見聴取に関する公示を 8 月 6 日に行いましたが、すべての業種において意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から特定最低賃金の仕組みと、改正決定の諮問についての経過説明がありました。この説明につきまして、何かご質問等ありましたらお願いいたします。</p>
	<p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>それでは、特にご質問等ないようですので、次に進みたいと思います。</p> <p>議題の(4)最低賃金審議会令第 6 条第 5 項及び第 7 項の適用についてです。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料 12 をご覧ください。</p> <p>最低賃金審議会令の抜粋といたしまして、最低賃金審議会令の第 6 条第 5 項と第 7 項でございます。</p> <p>第 6 条第 5 項では、専門部会で、全会一致で議決がなされた場合には、その決議をもって審議会の決議とすることができるとされております。</p> <p>8 月 6 日の審議会で、この取り扱いを適用することを議決いただいておりますので、ご報告いたします。</p> <p>また、同条第 7 項では、「専門部会は、その任務を終了したとき</p>

	<p>は、審議会の議決により、これを廃止するものとする」とされておりますが、特定最低賃金に係る異議の申出がなかった場合には、運営規程第 10 条の規定により、専門部会が廃止されることとなります。</p> <p>いずれにいたしましても、廃止に伴う専門部会委員の皆様への解任通知文書は、省略させていただきたく存じます。ご了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>事務局の説明のとおり、本専門部会は最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の規定を適用し、本専門部会の議決が全会一致で行われた場合に限り、本専門部会の決議が審議会の決議となります。よろしくようお願いいたします。</p> <p>また、本専門部会の廃止と、廃止に伴う解任通知の省略についても説明がありました。こちらについてもご了解をお願いいたします。</p> <p>それでは続きまして議題の(5)審議の日程について、に移らせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。資料 13 をご覧ください。</p> <p>近年の審議状況でございます。中段以下が、特定最低賃金専門部会の開催日程となっております。</p> <p>次に資料 14 をご覧ください。</p> <p>委員の皆様には、会議の日程を確保いただきまして、誠にありがとうございました。日程表のとおり、会議を開催させていただきたく存じます。</p> <p>なお、会議の開催回数は、本日を含めまして 2 回を予定しております。ご了解いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、会議が成立するための定足数は、委員の 3 分の 2 以上、又は、公・労・使の各側委員の 3 分の 1 以上となっておりますので、6 名以上の委員の出席、又は、公・労・使の委員それぞれ 1 名以上が出席していただく必要がございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、御多用のところ恐縮ではございますが、ご出席いただきますようお願いいたします。</p> <p>次の資料 15 は、令和 3 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p>

事務局から説明がありました次回会議の日程ですが、委員の皆様いかがでしょうか。
このとおりでよろしいでしょうか。

【異議なし】

部会長

それでは、次回の会議は、資料 14 の機械欄に記載のとおり、10月 22 日（金）午後 1 時半からとします。ご出席をお願いいたします。

続きまして議題の（6）特定最低賃金額の審議について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。審議に資する資料は 4 業種の専門部会共通で、最新の内容のものを調べさせていただいております。

まず、用意いたしました資料について、ご説明いたします。

資料 16 は、過去 12 年間の特定最低賃金の決定状況でございます。

資料 17 は、特定最低賃金の北関東三県の比較表でございます。

資料 18 は、事務局でまとめました群馬の賃金でございます。

資料 19 は、令和 2 年度の特定最低賃金改正状況でございます。

資料 20 は、令和 3 年度の地域別最低賃金時間額状況でございます。

資料 21 は、令和 3 年度の最低賃金に関する基礎調査結果でございます。

資料 22 は、毎月勤労統計調査地方調査結果速報群馬県結果でございます。

資料 23 は、群馬県金融経済概況でございます。

資料 24 は、最近の県内経済情勢でございます。

資料 25 は、法人企業景気予測調査でございます。

資料 26 は、群馬県鉱工業指数でございます。

資料 27 は、消費動向調査結果でございます。

資料 28 は、群馬県内企業経営動向調査結果でございます。

資料 29 は、企業経営動向調査結果でございます。

最後の資料 30 は、労働市場速報でございます。

資料は以上でございますが、資料 21 の最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、担当から内容をご説明させていただきます。

事務局

はい。それでは、当賃金室で実施をいたしました最低賃金に関する基礎調査結果につきまして、説明をさせていただきます。

資料 21 をご覧ください。

はじめに 1 ページ目の、令和 3 年度最低賃金に関する基礎調査結果の概要について、説明をいたします。

調査依頼事業所数は、2,029 件で、有効回答件数は、1,014 件でした。

調査は令和 3 年 6 月分の賃金額について行いました。

月給者及び日給者につきましては、時間給に換算して集計をいたしました。

調査対象地域は群馬県全域です。

調査対象業種及び事業所規模についてですが、製造業につきましては労働者数 100 人未満の規模の事業所を調査いたしました。

したがって、群馬県内のすべての産業、規模の事業所を調査したものではなく、比較的低賃金労働者の多い産業及び規模の事業所を調査対象として、低賃金労働者の実態を明確に把握できるようにしたものになります。

調査結果は、回収した調査票の労働者数を、母集団労働者数に復元をして推計したものです。

したがって、調査結果の反映はあくまで対象とした産業、規模の母集団事業所の範囲に限るものとなっております。

続きまして、3 ページです。

賃金統計用語である、未満率と影響率についてご説明をさせていただきます。この図のイメージのとおりですが、まず未満率についてです。

未満率とは、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。言い換えますと、法律に違反している労働者の割合ということになります。

また、影響率とは、最低賃金を改正した場合、その改正後の最低賃金額を下回っている労働者の割合です。

5 ページにいきまして、一般機械器具製造業の今回の調査結果に基づいて説明をいたします。

はじめに未満率についてです。一般機械器具製造業の現行の最低賃金額が 910 円でございますので、909 円までが最低賃金未満者となります。

今回の調査結果を基に具体的計算例を申し上げますと、909 円以下の累積労働者数は 481 人でした。これを A といたします。

復元した合計労働者数は 8,615 人でした。これを B といたします。

未満率の計算式は、 $A \div B \times 100$ となります。

計算いたしますと、未満率は 5.6% となりました。

従いまして、一般機械器具製造業の労働者の5.6%が最低賃金額を下回っていたということになります。

4業種の特定最低賃金の調査結果を載せておりますので、資料の枚数が多くなっておりますが、一般機械器具製造業のみの結果について説明をさせていただきます。

資料9ページにまいります。この表は、一般機械器具製造業の1時間当たりの所定内賃金額ごとの労働者数を分布で表したものです。

全体の分布を分かりやすく表したものが、右下のグラフになっております。青色の棒グラフが一般労働者で、赤色の棒グラフがパート労働者の分布です。

これを見ますと、グラフの右側ですが、950円から1,500円以上の分布が多く見受けられ、特に1,500円以上の分布が圧倒的に多くなっております。

しかし、一方グラフの左側で、830円から839円の労働者も見受けられ、現行の最低賃金910円を下回る労働者も少なからず見受けられる結果ということになっております。

次に12ページにいきます。この表は、産業別に未満率等の賃金額の特性値につきまして、平成29年度から今年度の推移を表したものです。一般機械器具製造業は表の下から3番目となっております。

未満率の推移が表の右側にあります。一般機械器具製造業の未満率は、平成29年度、30年度は9%前後、令和元年度は5%台と下がり、再び令和2年度で9%台に上昇し、今年度は令和元年度と同じ5.6%となっております。

次に14ページになります。5の産業別の未満率と影響率の推移につきまして、平成24年度から令和3年度までの、産業別の未満率と影響率の推移の表と、線グラフになります。

下の線グラフでは、左側が未満率の推移、右側が影響率の推移を示しており、それぞれの線グラフにおいて、一般機械器具製造業は緑色の線で示されております。

最後に16ページについてです。この表は、最低賃金引上げ額と影響率の関係表です。昨年度までは引上げ額0円から24円までの場合の影響率を表していましたが、今年度は群馬県最低賃金の引上げ額が28円だったため、引上げ額0円の場合から、引上げ額30円までの場合の影響率を表しました。

例えば、表の一番上の引上げ額0円の影響率は5.6%、表の一番下の欄の引上げ額30円となる場合は、7.0%となります。

以上、簡単ではございますが、基礎調査の概要について、を説明

<p>部会長</p>	<p>させていただきました。</p> <p>この調査結果が審議をする上で委員の皆様のお役に立てれば幸いと存じますので、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今事務局からご説明をいただきましたが、ただいまのご説明につきまして、何かご質問やご意見等ありますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>それでは続きまして、特定最低賃金額の審議の前に、事務局から補足の説明等ありましたら、お願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。ご審議いただく前に、2点ご説明をさせていただきます。</p> <p>1点目でございます。</p> <p>特定最低賃金は、意向表明の段階から関係労使の合意が基本となっております。</p> <p>労使間の意思疎通を図っていただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>審議の進め方でございますが、去年は第1回目の会議において、労使の基本的な考え方をお示しいただきました。</p> <p>第2回目の会議では、労使それぞれから具体的な金額をご提示いただき、それらをもとにご審議いただきまして、特定最低賃金額が議決されております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>この後は、ただいまの事務局の説明も参考にしつつ、審議を進めてまいりたいと思います。</p> <p>それでは、本年度の特定最低賃金額の具体的な審議に入ります。</p> <p>まず、労働者側、使用者側からご意見をお伺いして、その後は、自由にご審議をお願いいたします。</p> <p>はじめに、労働者委員からお願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>労側委員の■■■■でございます。</p> <p>まずは、群馬県一般機械器具製造業における、特定最賃の改正検討について、必要性ありとご理解いただきましたことにつきまして、感謝を申し上げます。</p>

ここにいらっしゃる委員の皆様は、今更いう話でもございませんけれども、特定最低賃金は、同じ産業で働く労働者の入口の賃金ということになります。

組織労働者と未組織労働者、正社員と非正規労働者の賃金格差を是正する。また、賃金ダンピングの防止や、産業内の公正競争確保を通じて、産業全体の健全な発展を促すということを目的とした賃金であります。

2015年9月に成立した職務待遇確保法、これは同一労働同一賃金の考えを促進させるための法律だというように理解をしていますけれども、その付帯決議としまして、欧州において普及している協約賃金が、雇用形態間で基本給格差を生じにくくさせている機能を果たしていることに鑑み、わが国においても、特定最低賃金の活用について検討を行うこと、というようにされております。

このことから、同一労働同一賃金を基本とした格差の是正についても、特定最低賃金の重要性が更に増しているというように考えております。

現在、コロナ禍を要因として半導体不足、樹脂部品不足等で、自動車産業を中心として生産調整が行われております。

この1年の生産状況を見てみますと、調整とフル生産が交互にくるような状況で、企業側としても、人員の配置には頭を悩ませていることというように思います。

現実的に、そういった人員配置の時の調整弁として利用されているのが、いわゆる非正規雇用といわれている方々ということになります。

労働者側の立場からすれば、同じ産業で働く人たちの生活を少しでも守っていくということはもとより、企業側としても、人材の確保をしていくということは、大きな懸念事項になっているのではないかと考えております。

先ほどの話は短期的な話ということになりますけれども、長期的に見れば、昨年この場で発言をさせていただきましたけれども、生産年齢人口の減少に伴う人材不足に対して、群馬県として対応をしていかなければならないというように考えております。

埼玉県との差というものはもとより、昨年隣県である栃木県との差は、拡大をしてしまいました。

群馬県内の人材確保、産業の発展のために、前向きに群馬県の一般機械器具製造業における特定最賃の検討をお願いしたいというように考えております。

以上です。

部会長	<p>ありがとうございました。 その他、労働者側委員の皆様から、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>それでは続きまして、使用者側委員の皆様から、ご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>■■■■でございます。</p> <p>使用者側の意見といたしましては、特定最低賃金において、公平性というものから特定最低賃金はなくすべきであるという考えがありますが、決まりですので、労使間のイニシアティブによって、次回までに、今日いただいた資料をもとに、決めていきたいというように思います。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>■■■■委員、お願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。使用者側委員の■■■■です。</p> <p>私の方から、最低賃金の上昇について、私の事業所でも不都合が生じていると、そんなことについて、ちょっと説明したいと思えます。</p> <p>まず、群馬県の改正前の賃金 837 円で計算しますと、年間 103 万円の扶養の範囲の枠内で働いている職員の方は、年間 1,230 時間働けるのですが、今回 865 円になると、年間 1,190 時間となって、約 40 時間減少するわけです。</p> <p>賃金を上げるから年間 40 時間休んでくださいということになるので、現状は、103 万円の壁がある以上は、賃上げをする度に労働力を失っていると、そんな現状がございます。</p> <p>時給 865 円で働くと、年間 174 万円になるのです。また、837 円でも 168 万円となるので、そもそも金額がいくわけです。</p> <p>これは、少ないって話もあるのですが、依然として 103 万円の壁がある以上は、それを超えて働く人が非常に少なく、賃金がいくら上がっても 103 万円で止まってしまうということで、賃金が上がれば上がる程、103 万円の壁が、制度上邪魔をしているということで、家庭の環境によっては、賃金がいくら上がっても 103 万円までで業務を止めてしまうと、そんなケースもたくさん見受けられますので、現状としては、色々議論は出ていると思うのですが、最</p>

	<p>低賃金を上げるのと一緒に制度の見直しもしていかないと、なかなかバランスが悪いのかなと、そんなように最近、ましてや、今年には28円最低賃金が上がっていますので、そんなように思いますので、感想を申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、[]委員。</p>
使用者委員	<p>はい。[]です。</p> <p>今、[]委員からのお話、それは県最賃のお話ですけれども、同じように、それ以上の額の最低賃金額が決まっているこの一般機械ということですから、更に労働時間、総時間数との兼ね合いは、厳しくなるということになろうかなと思います。</p> <p>そういう意味では、誰のための賃上げなのかというのがよくわからないという面もございます。</p> <p>元々私共は、特定最低賃金は不要であるということを主張しておりますし、ここにきて地賃の方が上がってきておりますので、是非地賃と一つにするということからも、少しここで改定の見直し、改定自体の見直しというのを考えたいなど、そんな議論をさせていただきたいと、こんなように思っております。</p> <p>以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>公益委員の皆様、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>その他、どなたでも結構ですが、労働者委員の皆様、使用者側委員の皆様、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>それでは、意見も出尽くしたようですので、これまでのご意見を踏まえまして、次回の会議で具体的な金額の審議を行いたいと思</p>

	<p>いますが、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、そのように進めてまいりたいと思います。</p> <p>最後にですが議題（7）その他につきまして、事務局から何かありましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。特にございません。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他、なにか委員の皆様から、何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>では、特に何もありませんので、次回の会議では、事務局から提供された資料等も十分に踏まえながら、審議を行ってまいりたいと思います。</p> <p>それでは、最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったというように思われますが、非公開事項はなしということで、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>それでは、非公開事項につきましては、なしと確認いたしました。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これで第1回専門部会を閉会といたします。</p> <p>ご審議、お疲れ様でした。</p> <p>ありがとうございました。</p>